

## 茨木市介護保険高額介護サービス費資金貸付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市が行う介護保険の要介護被保険者（以下「被保険者」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号）第51条に規定する高額介護サービス費の支給対象となる介護サービスに要した費用の支払が困難な者に対し資金を貸し付けることにより、その経済的自立を助長し、生活の安定を図ることを目的とする。

### (貸付対象)

第2 資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 当該被保険者に係る高額介護サービス費の支給を受けることができる者のうち資金の調達が困難な者。
- (2) 前年度分までの介護保険料を完納している者

### (貸付額)

第3 資金の貸付額は、当該被保険者に係る月ごとの高額介護サービス費の範囲において、自己負担上限額を超過した額の100分の90に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該100分の90に相当する額が、1,000円未満のものについては、貸付けを行わない。

### (資金の貸付利率)

第4 資金の貸付利率は、無利子とする。

### (貸付申込)

第5 高額介護サービス費の資金貸付けを受けようとする者（以下「申請人」という。）は、介護保険高額介護サービス費資金貸付申込書（様式第1号）に次の書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) サービス提供事業者の発行した請求書又はこれに代わるもの
- (2) 茨木市介護保険被保険者証
- (3) 印鑑

### (貸付けの決定)

第6 市長は、第5の貸付申込書を受け付けたときは、直ちに審査し、その可否及び貸付額を決定し、介護保険高額介護サービス費資金貸付可否決定通知書（様式第2号）により申請人に通知する。

(貸付け)

第7 第6の規定により、貸付決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、介護保険高額介護サービス費資金借用証書(様式第3号)、介護保険高額介護サービス費資金受領及び高額介護サービス費資金の償還に関する委任状(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 資金の貸付けは、申請者の申し出により申請者又はサービス提供事業者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(貸付の償還及び精算)

第8 市長は、第7の委任状に基づき高額介護サービス費を受領したときは、これを貸付金の償還に充当するものとし、過不足を生じるものについては、その額を借受人に通知し、不足額については指定期日までに納入させ、超過額については速やかに返還するものとする。

(繰上償還)

第9 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、資金を直ちに繰上償還させることができる。

- (1) 資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により資金の貸付けを受けたとき。
- (3) 貸付条件に従わなかったとき。

(届出の義務)

第10 借受人は、氏名、住所等に変更が生じたときは、速やかに介護保険高額介護サービス費資金借受人氏名、住所等変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月30日から実施し、平成12年5月分の高額介護サービス費に係る貸付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の茨木市介護保険高額介護サービス費資金貸付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号

介護保険高額介護サービス費資金貸付申込書

年 月 日

(申込先) 茨木市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

茨木市介護保険高額介護サービス費資金貸付要綱に基づき、次のとおり申請します。

被保険者証番号				貸付申込金額	円
介護サービスを受け					
た被保険者氏名	性 別	男・女	生年月日	年 月 日	
介護サービスを受け	名 称				
た事業者名	所在地	〒 - 電話番号			
申 込 理 由					
備 考					

申請に係るサービス期間	年 月分		
一部負担請求額 ①	円	自己負担上限額 ②	円
高額介護サービス費貸付額 (①-②) × 0.9		円	

※ 添付書類

- (1) 事業所の支払請求書等又はそれに代わるもの
- (2) 被保険者証 (3) 印鑑

決 裁	部 長		課 長	課長代理	係 長		

(本人用)  
(事業者用)

様式第2号

茨介護 第 号  
年 月 日

介護保険高額介護サービス費資金貸付可否決定通知書

様

茨木市長

年 月 日付で申込みのあった 年 月分介護保険高額  
介護サービス費資金貸付けについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 貸付けをします。

貸付金額 円

2 貸付けをしません。

理 由

(注意)

この貸付金は、当該貸付金に係る介護保険高額介護サービス費資金の支給があった  
ときに、委任状により償還に充当します。

なお、介護保険高額介護サービス費資金の額に過不足が生じる場合は、別途通知し  
精算します。

様式第3号

介護保険高額介護サービス費資金借用証書

年 月 日

(提出先) 茨木市長

借受人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

茨木市介護保険高額介護サービス費資金貸付要綱に基づく貸付金について、下記のとおり借用します。

つきましては、茨木市介護保険高額介護サービス費資金貸付要綱を固く守り、期日どおり相違なく償還します。

記

借用金額	円	利 子	無 利 子
償還期限	介護保険法第51条の規定に基づく高額介護サービス費の支給日まで		

介護保険高額介護サービス費資金受領及び高額介護  
サービス費資金の償還に関する委任状

私は、茨木市長 \_\_\_\_\_ を代理人と定めて次の事項を委任します。

1 介護保険高額介護サービス費資金（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分の貸付金相当額を限度とする。）の受領に関する一切の権限

2 上記介護保険高額介護サービス費資金をもって \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日茨介護第 \_\_\_\_\_ 号）に借り受けた介護保険高額介護サービス費資金の償還に関する一切の権限

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

様式第5号

介護保険高額介護サービス費資金借受人氏名、住所等変更届

年 月 日

(届出先) 茨木市長

借受人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

私は、介護保険高額介護サービス費資金貸付けを受けていますが、届出内容に変更が生じたので変更届を提出します。

変更届出内容 \_\_\_\_\_

変更前		変更後	
変更理由			